

第11回 LCV「諏訪圏情報BOX」

- 放送日 令和7年12月2日、12月9日
- テーマ 「野鳥との接し方と鳥インフルエンザについて」
- 出演者 諏訪地域振興局 林務課 林務係 伊藤 武（いとう たけし）

○ 聞き手とのやり取り（概要）

(Q) これからの時期は多くの渡り鳥が諏訪湖にやってきますが、観察する際に気を付ける点などはありますか？

(A) はい。冬になると、カモやハクチョウなど、多くの渡り鳥が諏訪湖にやってきます。観察をする際には、「渡り鳥は野生の動物である」ということを意識していただければと思います。可愛いからといって、パンなど人間が食べているものを与えないようにしてください。

(Q) 食べ物を与えると、どのような影響があるのでしょうか。

(A) 人間の食べ物に依存する野鳥が増えたり、塩分や添加物によって体調を崩してしまったりする可能性があります。可愛がっているつもりが、逆に野鳥を傷つけてしまう場合があるということを覚えておいていただければと思います。野鳥との接し方を間違えると、人間と野鳥の両方にとって望ましくない結果を招く可能性があるので注意が必要です。

(Q) その他に注意する点がありますか？

(A) はい。野鳥には、直接触らないようにしてください。

野鳥は、高病原性鳥インフルエンザの原因となるウイルスをはじめとした、様々な病原体をもっている可能性があります。病原体は、野鳥のフンに含まれている場合もあります。野鳥がいる場所に行った際には、手洗いうがいだけでなく、念の為に靴底を洗うようにしてください。

(Q) ケガをしている野鳥を見かけた場合には、どうすればいいのでしょうか。

(A) ケガをしていたり、弱ったりしている野鳥を見かけた場合には、かわいそうかもしれませんが、手を出さずにそっとしておいてください。長野県では、野鳥などの野生鳥獣が死亡することも生態系の一要素であるという考えに立ち、原則として野生鳥獣の救護はおこなっておりません。

(Q) では、死亡している野鳥を見つけた場合にはどうすればよいのでしょうか。

- (A) 死亡している野鳥は、鳥インフルエンザにより死亡した可能性があります。ただ、野鳥はエサが採れずに衰弱したり、ケガをしたり、様々な要因で死亡することがあるので、直ちに鳥インフルエンザを疑わなければならない…というわけではありません。

長野県では、死亡した野鳥の種類や状況によって、環境省が設定する対応レベルに応じた鳥インフルエンザウイルスの保有状況調査をおこなっています。病死が疑われる鳥を見つけた場合、一か所で複数の野鳥が死亡している場合には、市町村の役場か、諏訪地域振興局の林務課にご連絡ください。

- (Q) なるほど。病死が疑われる野鳥を見つけた場合には、市町村役場か、諏訪地域振興局の林務課に連絡すればよいのですね。

最後に、現在の長野県内の鳥インフルエンザの状況を教えてください。

- (A) はい。今シーズン長野県内では鳥インフルエンザの発生は確認されていません。ただ、一部の都道府県ではすでに鳥インフルエンザが確認されていますので、長野県内においても監視体制を強化しているところです。

- (Q) 分かりました。野鳥との接し方にあわせて、鳥インフルエンザが疑われる場合の対応についてお話いただきました。